



2年で請求権がなくなるってホント？

売掛金の請求権が時効に!?

下記のようなことでお困りではありませんか？

- 取引先への商品代金の売掛金が10万円以上たまっている
- 売掛残がある取引先との取引を継続しており、返済の目処が立つか不安
- 2年以上放置している売掛金がある



当てはまる会社の総務A子さん



何とかしたいと思いつつ
どうしたら良いかも分からない…
つい日々の業務に追われて放ったらかしです。
忙しいし、そのうち払ってくれるんじゃないかしら。

ちょっと待って!

そのまま放置していると

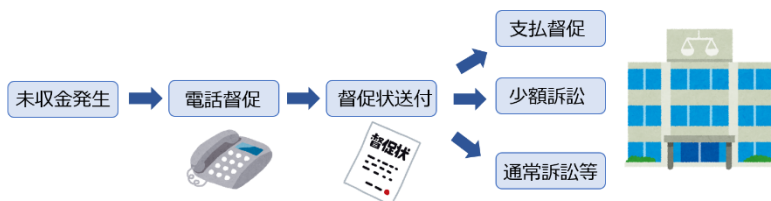
2年で売掛金が時効になってしまいます!

売掛金が時効になると、具体的にどうなりますか？



- 1 売掛金の回収ができなくなる恐れがあります。
- 2 残債のある会社との連絡が取れなくなる可能性があります。

司法書士法人F&Partnersでは
このような流れで売掛金を回収いたします。



F&Partnersの回収事例

- 「すでに支払った！」と主張してきた滞納者へ対応
- 医療費・入院費の未払いへの対応
- 卸売り商品の代金を滞納するアパレル小売店への対応
- 給与差し押さえが必要な滞納者への対応
- 大量の滞納者があり対応に苦慮されるケースへの対応
- 発注者の支払遅延を理由に滞納する元受業者への対応
- 契約書など作成する習慣がないケースへの対応

時効になってしまう前に、回収実績豊富なF&Partnersへご相談ください!

今週の
お客様の声

相談を
迷っている方へ

東近江市 ふじの様

安心してお任せできますよ〜と言いました。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

司法書士法人
F&Partners

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を!

